

新潟市国民保護協議会の概要

名 称	新潟市国民保護協議会
目 的	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）に基づき、市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関し広く住民の意見を求め、当該市町村の国民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進する。
任 期	令和2年9月1日から2年間 ただし、自治協議会委員の職にある期間
役 割	市長の諮問に応じて新潟市域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項（新潟市国民保護計画など）を審議する。
委 員 構 成	国、県、市の機関、当該区域において業務を行う指定公共機関、 <u>国民の保護のための措置に関し知識又は経験を有する者（自治協委員）</u> など
会議開催予定	・年1回程度
報 酬 等	会議に出席いただいた方を対象に委員報酬が支払われます。
連 絡 先	危機対策課 西野 226-1146